

大仙市誕生20周年記念キャッチフレーズ募集要領

1 趣旨

大仙市は、令和7年3月22日に誕生から20周年の節目を迎えます。

そこで、大仙市誕生20周年の節目を市全体で祝う機運を高めるとともに、ふるさとへの誇りと愛着、地域の絆を深めながら真に一体的なまちづくりを推進し、さらなる飛躍と発展に向けたシンボルとして、記念事業に広く活用できるキャッチフレーズを募集します。

■大仙市誕生20周年記念事業の目的

大仙市誕生20周年という節目の年を市民の皆様とお祝いし、喜びを分かち合うとともに、先人が築き上げた功績を称え、これまでの歩みを振り返り、ふるさとへの誇りと愛着、そして地域の絆を深め、さらなる飛躍と発展に向けて新たな一歩を踏み出す機会とします。

■基本コンセプト

「新たな時代を切り拓く 共創のまちづくり」

※共創のまちづくりとは…

市民のみなさんが、自分たちのまちは自分たちで創り、育てるという意識を持って、さまざまな活動に参画したり、市民活動団体を設立したりして、まちをよりよくする「市民主体のまちづくり」のことで。

2 募集内容

大仙市誕生20周年記念キャッチフレーズ

3 使用目的

大仙市誕生20周年を広くPRするため、各種印刷物や市ホームページ等で使用するほか、記念事業や関連グッズ等にも使用します。

4 応募資格

6歳から22歳まで(平成14年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた方)で、以下のいずれかに該当する方

①大仙市在住 ②大仙市に通勤・通学 ③大仙市出身

5 応募方法

郵送、持参または応募フォームにより応募してください。

【郵送または持参の場合】

応募用紙に必要事項を記載の上、「11 応募・問い合わせ先」まで郵送または持参してください。応募用紙は大仙市ホームページからダウンロードできるほか、大仙市役所総合政策課および各支所市民サービス課で配布しています。

【応募フォームの場合】

「秋田県大仙市電子申請サービス」から応募フォームの指示に従って応募してください。

6 応募要領

- (1) 「1.趣旨」や20周年記念事業の目的、基本コンセプトを踏まえ、大仙市に対する思いや未来への希望・イメージなどを端的に表現したものとしてください。
- (2) 記号やスペースも含め、20文字以内としてください。
- (3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号・スペースの使用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示が困難な文字や、意味の分かりにくい単語、一般的に浸透していない外来語は使用できません。
- (4) 別途、ロゴマークを募集していますが、キャッチフレーズ単体での募集となりません。キャッチフレーズを組み込んだロゴマークなど、併用を前提とした応募はできません。
- (5) 応募点数は1人1点までとし、自作、未発表のものに限ります。
- (6) 応募作品とあわせて、作品の意味や意図、簡単な説明（200字以内）を提出してください。
- (7) 応募用紙に氏名・年齢・住所・電話番号・職業（小中学校の児童生徒の場合は学校名・学年も）を記載してください。
- (8) 採用された作品は、原案を尊重しながら、必要に応じて補正や修正を加える場合があります。
- (9) 応募フォームから応募する場合は、応募フォームの指示に従って応募してください。
- (10) 郵送または持参の場合は、応募用紙に直接記入、もしくは印刷したものを貼り付けて提出してください。

7 応募期限

令和6年5月17日（金）

8 選考及び発表

(1) 選考方法

1次選考と2次選考により最優秀賞と優秀賞を決定します。2次選考では、市公式LINEなどを活用して、市民の皆さんから投票していただく予定としています。

(2) 発表

令和6年7月以降に市の広報及びホームページにて発表するほか、採用作品の応募者に直接通知します。なお、採用作品の応募者については、住所（大字まで）、氏名（小中学校・高校等の児童生徒については学校名、学年も）を公表させていただきます。

9 表彰

(1) 最優秀賞 1点(賞状及び副賞)

副賞：第96回全国花火競技大会チケット(テーブル席)とQUOカード1万円分

※第96回全国花火競技大会の開催日は令和6年8月31日です。テーブル席は4名まで着席可能です。なお、移動や宿泊等チケット以外の手配は受賞者の方ご自身でお願いいたします。

(2) 優秀賞 2点(賞状及び副賞)

副賞：QUOカード5千円分

10 注意事項

(1) 最優秀賞を受賞した作品の著作権、商品化権、二次使用权、商標権その他一切の権利は、大仙市に譲渡するものとし、その使用に関して、応募者は著作者人格権を行使できないものとします。

(2) 応募作品の著作権、使用等に係る問題が発生した場合は、全て応募者の責任になります。

(3) 最優秀賞を受賞した作品以外の応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、市は、広報や報道機関への情報提供において自由に公表、使用できるものとします。

(4) 応募いただいたデータや書類は返却しません。

(5) 応募作品は、提出後に修正することはできません。

(6) 以下の応募は選考対象となりません。

①提出書類に不備または虚偽の記載があった場合

②応募作品が次のいずれかに該当する場合

・公序良俗に反する場合

・既に発表されているものと同じもしくは酷似している場合

・第三者の知的財産権を侵害するおそれがある場合

・法令または本募集要領に反する場合

(7) 応募者の個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、採用者への通知等本事業以外の目的で使用することはありません。

(8) 応募をもって本要領に同意したものとみなします。

11 応募・問い合わせ先

〒014-8601

秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市 企画部 総合政策課

電話：0187-63-1111 (内線233)

E-mail：sougou@city.daisen.lg.jp